

記念物行政一〇〇年略史

文化庁文化財第二課

はじめに

文化財保護法第二条第一項に規定する「文化財」の中でも、遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物を含む「記念物」は、文化財の一類型に対して、史跡、名勝、天然記念物の三種の指定枠組みを備え、かつ重複指定などもあり、その対象のほか、時間や空間のスケールの多様性において格別である。

文化財保護法施行一〇年を機に文化財保護委員会がまとめた『文化財保護の歩み』には、史跡名勝天然記念物行政に関する解説の最後に、「人あるいは難ずるかも知れない、史跡名勝天然記念物は異分子の集合である」と。これに対して、国土の自然の特性をつかみ、その自然を背景とし、その風土のうちに営んだ民族の歴史的発展の遺跡をたどること、すなわち、わが国土の自然と人文との総合的把握こそ、史跡名勝天然記念物保存の最後の目的であると答えたい。」とあって、多様な対象を一類型のうちに含んでいることの意義を端的に示している。その包括的な保護制度は、大正八年に制定・施行された史跡名勝天然記念物保存法に始まるものであり、その措置は発展的なかたちで文化財保護法に引き継がれ、現在、三一五四件（重複指定を一件としたもので、個別には、史跡一八二三件、名勝四一五件、天然記念物一〇三〇件）が指定されている。

ここでは、日本における記念物保護制度の一〇〇年の節目にその現状と

展望などを概括するに当たって、記念物行政に係る沿革について略説したい。なお、参考として文末には略年表と指定件数推移等を示す。

一 史跡名勝天然記念物保存法前史

記念物保護の嚆矢^{すし}としては、すでに明治時代初期において、例えば、明治五年に「古來ヨリ声譽ノ名所舊蹟等ハ素ヨリ國人ノ賞翫愛護スヘキモノ」として地租改正の地目に「舊蹟名區」を設けたのをはじめ、明治六年、太政官が、神社仏閣の境内地や城跡・旧大名庭園などの名所旧跡の存置を含んで府県に公園候補地の調査を指示したり、「社寺境内樹木濫伐禁止ノ件」を布告したりしたこと¹がわかる。また、特に遺跡保存史上においては「古墳發見ノ節届出方」(明治七年、太政官達)及び「人民市有地内古墳等發見ノ節届出方」(明治十三年、宮内省達)などがよく知られている。明治三十年の古社寺保存法²では、実際には運用をみなかったものの、その第十九条に社寺に属さない名所旧跡をも法律準用の対象とする³ことがうたわれた。また、同年制定の森林法においても、森林の多様な機能を維持するために規定された「保安林」に「社寺、名所又ハ舊蹟ノ風致ニ必要ナル箇所」が掲げられるなど、今日いうところの記念物保護への関心は明治時代初期からうかがうことができる。

日清戦争と日露戦争を経て、明治時代後半には、土地の開拓、道路の新設、鉄道の敷設、工場の建設、電源の開発などが急速に拡大して、遺跡や

名勝地を含む風土の様子が大きく変化したり、また、神社合祀令（明治三十九年）に関する施行の行き過ぎから、全国各地で廃社となった神社において社殿の解体や社叢の伐採などが大規模に進んで、古来より風土に育まれてきた自然環境が破壊されたりしていった。一方、生物学や地質学、考古学や造園学など、日本における近代学術分野の発展のほか、郷土顕彰や欧米諸国の環境保護等に関する知見の普及もあって、日本国土の歴史を徹証する土地や風土の成り立ちを示す環境などの保存への機運が胎動してきた。そうしたことは、「官有名勝地舊蹟地又ハ古墳地ニ碑表建設出願者アリタル場合ニ關スル件」（明治三十一年、内務所庶務局長依命通牒）、「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキ埋藏物取扱ニ關スル件」（明治三十二年、「遺失物法」施行に係る内務省訓令）、「埋藏物中參考トシテ府廳縣ニ保存スル場合ニ於ケル取扱方ニ關スル件」（明治三十四年、内務省訓令）などにもあらわれている。そのような社会動向にあつて、日本植物学の鼻祖のひとりともいべき三好學（当時、東京帝国大学教授）が明治四十年に「名木ノ伐滅並ニ其保存ノ必要」や「天然紀念物保存ノ必要並ニ其保存策ニ就テ」の論考を発表するなどして、ドイツにおける *Naturdenkmal* の取組から着想した「天然紀念物」（天然記念物）という新たな考え方を普及し、その保存の重要性を日本国内に訴えたのをはじめ、様々なかたちで日本に固有な自然や風景、遺跡などの保存に向けた運動が活発になっていった。

明治四十四年三月には、帝国議會において、「名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案」、「名勝地維持保存ニ關スル建議案」、「史蹟及天然紀念物保存ニ關スル建議案」などが可決され、その趣旨を承けて同年四月には内務大臣が地方官會議において史蹟名勝天然紀念物の保存に關して訓令したほか、十二月には「史蹟名勝天然紀念物保存協會」が設立され、講演会の開催や雑誌『史蹟名勝天然紀念物』（大正三年九月）の刊行などを通じて、その趣旨の全国への普及が強力に図られ、府県においても史蹟名勝天然紀念物の調査が進められた。そうした運動の推進、展開によって全国に所在する保存すべき具体的な対象に関する知見も蓄積され、大正八年四月に史

蹟名勝天然紀念物保存法が可決・成立した。

今日、国内外において文化と自然の保護に關係する多様で包括的な諸施策が普遍的に展開しているが、この史蹟名勝天然紀念物保存法こそは、極めて高い価値を有する固有な対象に限って保存する制度とはいえ、指定対象の官有・民有に限らず、広く国土の優れた自然や風景、歴史を表徴する土地を将来へ継承するためにつくられた我が国最初の包括的な枠組みであったことは、改めて注目したいところである。

二 史蹟名勝天然紀念物保存法下の記念物行政

大正八年六月に施行された同法は、最初、内務省官房地理課が所管し、保存すべき物件に係る指定の基準たる保存要目が翌九年一月に決定され、七月には最初の指定として天然紀念物一〇件が指定された。史蹟の指定は同十年三月から、名勝の指定は同十一年三月から始められ、昭和十一年一月までの内務省所管の約九年半の期間において、史蹟名勝天然紀念物の指定総件数は六〇〇件余りに及び、特に天然紀念物についてはほぼ全国に指定物件を見るようになった。

その初期、大正十年から十一年にかけては内務省から各保存要目の解説が公表され、『天然紀念物解説』（大正十五年、三好學）が刊行されたほか、府縣における史蹟名勝天然紀念物調査報告も刊行が重ねられ、あるいは、関東大震災後、大正十五年一月からは内務省官房地理課内に編集所を設けて雑誌『史蹟名勝天然紀念物』が再刊されるなど、史蹟名勝天然紀念物保存の普及事業が活発に展開された。

一方、昭和二年十月における行政制度審議会の決議を受け、歴史的事実の徴証たる史蹟と學術藝術に關わる名勝・天然紀念物の保存の趣旨は文部省の事務に一体化すべきとの観点から、史蹟名勝天然紀念物保存法の主務大臣を内務大臣から文部大臣に改め、昭和三年十二月にその事務は文部省宗教局に新設された保存課に移管されて古社寺保存事務と合併した。昭和六年には内務省衛生局保健課所管で國立公園法が制定されて昭和九年から

国立公園の指定が始まった後も名勝と天然記念物の指定は推進され、史蹟については昭和五年の明治天皇聖蹟保存会設立などを受けて昭和八年から昭和十九年までの間に数多くの明治天皇聖蹟が指定された。戦時下においても、「史蹟名勝天然記念物ニ關スル供木ノ件」（昭和十八年二月）を發したほか、雑誌『史蹟名勝天然記念物』は昭和十九年八月まで月刊刊行し、一時停滞した保存事務は、戦後、早くも昭和二十年十月に社会教育局所管で再開され、古墳その他の遺跡の濫掘防止や昭和二十三年六月の明治天皇聖蹟（三七七件）の一括指定解除など、戦争終結に伴う諸事項の対応に当たった。その中でも僅かではあるが新たな指定にも取り組み、三〇年余りの史蹟名勝天然記念物保存法施行期間における最終的な指定件数は、一五七九件（重複指定を一件としたもので、個別には、史蹟六二三件、名勝二四一件、天然記念物八二八件）に及んだ。

三 文化財保護法下の記念物行政

そうした戦後の状況にあつて、國寶重要美術品をめぐる危機感を中心として昭和二十一年の古美術保存懇談会の開催を踏まえつつ、昭和二十三年には文部省と国立博物館の関係者が非公式会合を重ね、國寶保存法、重要美術品等ノ保存ニ關スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法の改正問題について議論し、文化的資産の包括的な保護制度創設の検討が進められた。そこに、昭和二十四年一月の法隆寺金堂壁画焼損の一大痛恨事が生じ、続いて同年二月に愛媛県の松山城、六月に北海道の福山城で建造物が焼失した。法隆寺金堂の火災については参議院で調査審議に取り組み、翌二十五年には衆議院と連絡協議を重ね、文化財保護法案が可決・成立し、史蹟名勝天然記念物の保護もその中に組み込まれることとなった。

(1) 文化財保護委員会所管時代

文化財保護法施行後、昭和二十六年には保存要目に替えて指定基準が整理され、特に昭和二十七年から昭和三十二年にかけては、新たに規定された特別指定について集中的に取り組まれた。

一方、戦後復興が進む中で、国土開発その他の事業の施行等において文化財保護に支障を来すおそれが少なくないとの観点から昭和三十二年六月には「文化財保護に関する関係省庁の連絡強化」が閣議了解されたが、高度経済成長期に入り公共事業が活発化してくると、文化財保護法を所管する文化財保護委員会では、昭和三十九年二月に「史蹟、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」を建設省ほか関係各省庁各団体宛てに發出し、昭和四十一年にはこのような状況への現場での対処を向上させるべく『埋蔵文化財発掘調査の手びき』を刊行した。さらに、昭和三十年代における平城宮跡の保存問題への対応の経験などから、昭和四十年代には「史蹟等環境整備費」の国庫補助事業を創設した。加えて、当時、保存部記念物課では民俗資料も所管していたことを踏まえ、各地方の特色ある風土と一体化して文化財を系統的に整備し、その保存と活用を図る観点から「貝塚、古墳、住居跡等の遺跡を包含する丘陵や島嶼の自然環境の中にこれらの文化財を収集、保管、展示する資料館や民家集落等を点在させて整備する風土記の丘」を各県ごとに設置すべく昭和四十一年度から事業化した。また、そうした動向に呼応して、昭和四十一年一月には「全国史跡整備市町村協議会」（略称・全史協）が結成され、史蹟指定地の公有化や整備のための予算拡充運動が本格的に展開され始めた。

その一方で、昭和三十三年の自然公園法制定などに象徴される自然保護行政との関係において、自然的な名勝や天然記念物の指定は抑制的であった。昭和三十一年一月には、史蹟名勝天然記念物保存法下で取り組まれて来た旧第二類（地方的ノモノ）の一括指定解除（史蹟二件、名勝二五件、名勝及び天然記念物二件、天然記念物四七件）などもあつて、文化財保護委員会所管の期間において名勝と天然記念物の指定件数はほぼ横ばいで、埋蔵文化財に関する取組の進展とともに、記念物行政はその発展の基礎を遺跡の保護と整備活用に置く今日の体制が整えられてきたともいえる。

(2) 文化庁における記念物行政

こうした状況は指定件数にも反映し、昭和四十六年に天然記念物の指定

件数を超えて以来、史跡の指定件数の増加は目覚ましく、いまや、史跡名勝天然記念物指定の六割余りを占めている。昭和四十二年度から四十七年度にかけて実施した天然記念物緊急調査では、全国を網羅する植生図・主要動植物図を日本国内で初めて作成し、その成果に基づく天然記念物指定が文化庁設置から一〇年間で一〇〇件余りに昇ったが、環境保護行政を統括する環境庁の設置（昭和四十六年）などの関係から、昭和五十年代以降、四半世紀にわたって天然記念物の指定は抑制的で、名勝においても庭園の指定に重点が置かれてきた。

一方、昭和四十三年の文化庁設置以来、事務の迅速化などの観点から史跡等の現状変更等の取扱い基準を含んだ保存管理計画の策定が促進されるなど新たな方策も講じられ、史跡の公有地化と整備の進展に伴って国庫補助要項が体系的に整備された。昭和四十五年以降の高松塚古墳壁画の発見と保存、昭和四十七年の復帰に伴う沖縄県内の史跡名勝天然記念物指定など、高度経済成長期における記念物行政の進展を経て、平成元年には、新たな時代における史跡等の活用を強調し、歴史的建造物の復元整備やガイダンス施設の設置を含んだ史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）の国庫補助事業の創設を契機に史跡等の整備も大きく発展し、それぞれの地方に固有な保護措置の創意を促した。

記念物課では、さらに、国内外において様々な文化財保護の取組が推進される中で、平成六年に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究会」を設置して埋蔵文化財に係る様々な問題の検討を進めたり、平成七年に史跡の指定基準を改正して近代遺跡の史跡指定を促進するとともに平成八年に近代遺跡の全国調査を推進したり、平成十年九月には今日的観点から指定する記念物の当面の重点方針を整理したりしたのをはじめとして、それまでの長年にわたる実績を再確認しながら、『天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究報告書』（平成十六年三月）、『史跡等整備のてびき』保存と活用のために』（平成十七年七月）、『発掘調査のてびき』（平成二十二年三月、平成二十五年三月）、『近代の庭園・公園等に関する

調査研究報告書』（平成二十四年三月）、『名勝に関する総合調査―全国的な調査（所在調査）の結果―報告書』（平成二十五年四月）、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成二十七年三月）などを公表し、今日的な保護対象の把握や保存・活用のあり方に関する指針等も示してきた。また、平成十六年の法改正により創設された登録記念物制度では、現在一〇八件（遺跡関係一件、名勝地関係九三件、動物・植物・地質鉱物関係六件、うち、遺跡関係・名勝地関係の重複登録二件）が登録されている。

この間、阪神・淡路大震災（平成七年）、旧石器捏造事件（平成十二年）、高松塚古墳壁画劣化問題（平成十四年）、平城宮跡国営公園化（平成二十年）、東日本大震災（平成二十三年）、熊本地震（平成二十八年）など、様々な対応の経験からも新たな知見を得ながら、将来に向けた取組を展開し続けている。

おわりに

史跡名勝天然記念物の保護行政は、近年、改めて史跡と名勝、名勝と天然記念物の重複指定にも取り組むなど、「記念物」というひとつの種類の文化財として一体であることの特徴の一端を発揮しているが、一方で、この一〇〇年においてそれぞれ固有に備えた本質によって発展して来た側面もある。こうした措置は、この半世紀以上にわたって記念物課によって所管されてきたものであるが、この度の文化庁改組により文化財建造物とともに文化財第二課が所管することとなった。新たな時代の文化財保護行政を担う新たな体制においてこれからの記念物行政を展望するに当たり、一体性のうちにある固有性からみた具体的な動向と近年の取組、今後の方向性については、史跡、名勝、天然記念物、そして、整備や埋蔵文化財の施策のそれぞれの観点から、以下に個別の解説を付して、さらに記念物保護制度一〇〇年の理解を深めたい。

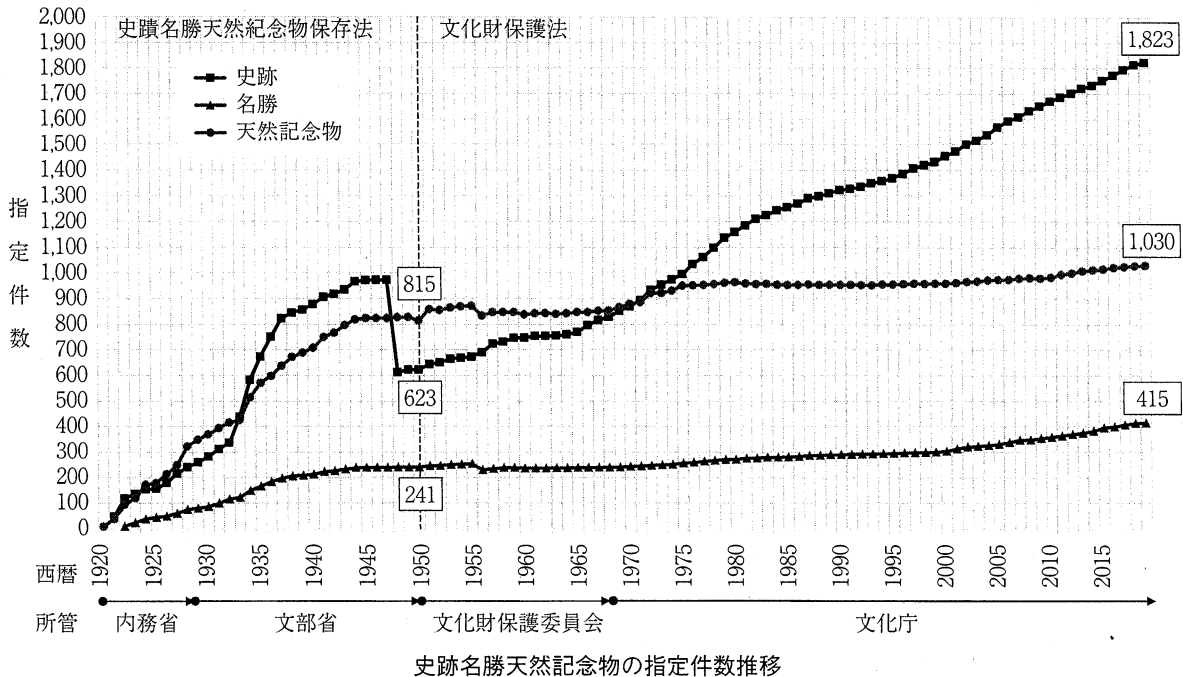
日本の記念物保護 100 年略年表

西暦	記念物関係事項と指定事例	国内外の主な出来事
●内務省所管時代 (1919年6月1日～1928年11月30日)		
1919	史蹟名勝天然記念物保存法 (4.10 制定、6.1 施行)	パリ講和会議 (1.18)
1920	史蹟名勝天然記念物保存要目決定 (1.28)、土合村櫻草自生地など最初の天然記念物指定 10 件 (7.17)	
1921	多胡碑 / 新居関跡 / 山田寺跡 / 水城跡 / 大宰府跡など最初の史蹟指定 48 件 / 天然記念物指定 30 件 (3.3)	
1922	金澤公園 [→兼六園] / 天橋立など最初の名勝指定 11 件 / 史蹟指定 71 件 / 天然記念物指定 55 件 (3.8)、日光竝木街道附竝木寄進碑 (史 3.8)、五稜郭跡 / 無量光院跡 / 多賀城跡附寺跡 / 平城宮跡 (史 10.12)	
1923	小石川後樂園 / 天龍寺庭園 / 厳島 (史名 3.7)、松島 / 御嶽昇仙峡 / 耶馬溪 (名 3.7) 雑誌『史蹟名勝天然記念物』休刊 (隔月刊: 1914.9.20 第 1 巻第 1 号～1923.5.20 第 6 巻第 5 号)	関東大震災 (9.1)
1924	南湖公園 (史名 12.9)、春日山原始林 / 杉ノ大杉 / 屋久島杉原始林 (天 12.9)	
1925	金閣寺 (鹿苑寺) 庭園 / 銀閣寺 (慈照寺) 庭園 (史名 10.8)、三段峡 (名 10.8)	
1926	雑誌『史蹟名勝天然記念物』再刊 (月刊: 1926.1.25 第 1 集第 1 号～1944.8.1 第 19 集第 8 号)、安土城跡 (史 10.20)、東根ノ大櫓 / 加茂ノ大櫓 (天 10.20)、虹ノ松原 (名 10.27)、名護屋城跡並陣跡 (史 11.4)	
1927	粟山古墳 / 酒船石 (史 4.8)、嵐山 (史名 4.8)、醍醐寺三寶院庭園 (名 6.14)、根尾谷断層 (天 6.14)	日本新八景 (7.3)
1928	讃岐国分寺跡 (史 3.24)、上高地 (名 3.24)、浦富海岸 (名 3.27)、温泉岳 (名 3.31)、十和田湖及奥入瀬溪流 (名 4.12)、室戸岬 (名 6.27)、姫路城跡 (史 9.20)、小木ノ御所櫻 (天 11.30)	
●文部省所管時代 (1928年12月1日～1950年8月28日)		
1928	史蹟名勝天然記念物保存事務の内務省大臣官房地理課から文部省宗教局保存課への移管 (12.1)	
1929	額田部鑑跡 / 旧鳥原藩薬園跡 (史 4.2)、成巽閣庭園 (名 4.2)、上総国分寺跡 / 佐渡国分寺跡 (史 12.17)、成沢塔岩樹型 / 瀨山原始林 (天 12.17)、保存要目中名勝之部一項追加 (12.12)、水前寺成趣園 (名 史 12.17)	世界恐慌
1930	一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡 (史名 7.8)、竹生島 (名 7.8)	
1931	玄武洞 (天 2.20)、弘田柵跡 (天 3.30)、華嚴瀑及中宮祠湖 (中禅寺湖) 湖畔 (名 3.30)、木曾川 (名 5.11)、岩橋千塚古墳群 (史 7.31)、鳳来寺山 (名 7.31)、大根島の溶岩隧道 (天 7.31)	国立公園法 (4.1 制定、10.1 施行) 満州事変 (9.18-1933.5.31)
1932	元興寺塔跡 (史 4.25)、東大寺旧境内 / 大野城跡 (史 7.23)、名古屋城跡 (史 12.12)	五・一五事件 (5.15)
1933	熊本城跡 (史 2.28)、明治天皇聖蹟の史蹟指定 (11.2-1944.1.13、1948.1.14)	日本・国際連盟脱退 (3.27)
1934	中沢浜貝塚 (史 1.22)、天龍峡 (名 1.22)、西都原古墳群 (史 5.1)、かもしか / 八釜の罌穴群 (天 5.1)、三徳山 (名 史 7.7)、屋島 (史 天 11.10)、とき (天 12.28)、本願寺大書院庭園 (名 史 12.28)、龍河洞 (天 史 12.28)	
1935	福山城跡 (史 6.7)、石舞台古墳 / 斎尾庵寺跡 (史 12.24)、吾妻峡 (名 12.24)、神島 (天 12.24)	
1936	岡城跡 (史 12.16)、魚津埋没林 (天 12.16)、琴弾公園 (名 12.16)	二・二六事件 (2.26-2.29)
1937	盛岡城跡 (史 4.17)、王塚古墳 (史 6.15)、基肄 (椽) 城跡 (史 12.21)、種差海岸 (名 12.21)	日中戦争 (7.7-1945.9.9)
1938	鎧袖 (天 5.30)、埼玉古墳群 / 小田原城跡 / 土佐十一烈士墓 (史 8.8)、天都山 (名 12.14)	国家総動員法 (4.1 制定、5.5 施行)
1939	秋田城跡 (史 9.7)、旧二条離宮 (二条城) (史 11.30)、二条城二之丸庭園 (名 11.30)	第二次世界大戦 (9.1-1945.9.2)
1940	縮景園 (名 7.12)、小泉八雲旧宅 (史 8.30)、六義園 (名 8.30)、浅間山溶岩樹型 (天 8.30)、高田松原 (名 11.13)	日独伊三国同盟 (9.27)
1941	百濟寺跡 (史 1.27)、夏油温泉の石灰華 (天 2.28)、雙ヶ岡 (名 11.13)	太平洋戦争 (12.8-1945.9.2)
1942	秋保大滝 (名 3.7)、曾々木海岸 (名 天 3.7)、尖石石器時代遺跡 / 津和野城跡 (史 10.14)、史蹟名勝天然記念物保存事務の文部省教化局庶務課への移行 (11.1)	
1943	金地院庭園 (名 2.19)、山鹿薬行墓 (史 5.1)、珊瑚島 (名 8.27)、竹田城跡 (史 9.8)、史蹟名勝天然記念物保存事務の文部省教学局文化課への移行 (11.1)、名勝・天然記念物の指定事務停止 (12 月)	
1944	佐久良東雄旧宅 (史 3.7)、恵林寺庭園 (名 6.26)、焼走り溶岩流 / 湧玉池 (天 11.7)、塙保己一旧宅 (史 11.13)	
1945	鹿毛馬神籠石 (史 2.22)、磐司 / 智積院庭園 (名 2.22)、薬師岳の園谷群 (天 2.22)、教学局の廃止、社会教育局の復活、名勝・天然記念物の指定事務再開 (10 月)	
1946	藤原宮跡 (史 11.21)	日本国憲法 (11.3 制定、1947.5.3 施行)
1947	[* 史蹟名勝天然記念物の指定無し]	
1948	明治天皇聖蹟の史蹟一括指定解除 (6.29)、旧浜離宮庭園 (名 史 12.18)、郡山宿本陣 (史 12.18)	帝銀事件 (1.26)
1949	法隆寺金堂焼損 (1.26)、旧白金御料地 (天 史 4.12)、八幡山古墳 / 荻生徂徠墓 / 老蘇森 (史 7.13)	
1950	[* 史蹟名勝天然記念物の指定無し]、鹿苑寺金閣焼失 (7.2)	朝鮮戦争 (6.25-1953.7.27 休戦)
●文化財保護委員会所管時代 (1950年8月29日～1968年6月14日)		
1950	文化財保護法 (5.30 制定、8.29 施行)、文化財保護委員会設置 (8.29)	
1951	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準告示 (5.10)、旧致道館 / 彦根城跡 / 四天王寺旧境内 / 法隆寺旧境内 / 菟城跡 (史 6.9)、清風荘庭園 / 無鄰庵庭園 (名 6.9)、象頭山 (名 天 6.9)、有珠新山の溶岩円頂丘 / オオサンショウウオ (天 6.9)、大湯環状列石 (史 12.26)	サンフランシスコ講和条約 (9.8 署名)
1952	特別史跡名勝天然記念物の指定推進、登呂遺跡 (史 3.29、特史 11.22)、五稜郭跡 / 旧弘道館 / 日光並木街道附並木寄進碑 / 尖石石器時代遺跡 / 安土城跡 / 百濟寺跡 / 山田寺跡 / 平城宮跡 / 石舞台古墳 / 岩橋千塚古墳群 / 斎尾庵寺跡 / 讃岐国分寺跡 / 王塚古墳 / 西都原古墳群ほか (特史 3.29)、小石川後樂園 / [銀閣寺 (慈照寺) 庭園→] 慈照寺 (銀閣寺) 庭園 / 醍醐寺三寶院庭園 (特史特名 3.29)、十和田湖および奥入瀬溪流 / 瀨八丁 / 温泉岳 (特名 3.29)、上高地 (特名特史 3.29)、トキ / オオサンショウウオ / 玉川温泉の北投石、[土合村櫻草自生地→] 田島ヶ原サクラソウ自生地 / 根尾谷断層 / 薬師岳の園谷群 / 湧玉池 / 焼走り溶岩流 / 杉の大スギ / 蒲生のクスほか (特天 3.29)、松山城跡 (史 3.29)、旧浜離宮庭園 (特名特史 11.22)、富士山 (名 10.7 / 特名 11.22)、厳島 (特史特名 11.22)、松島 / 天橋立 / [後樂園→] 岡山後樂園 / 粟林公園 (特名 11.22)	
1953	水城跡 / 大宰府跡 / 大野城跡 (特史 3.31)、大坂城跡 / 広島城跡 / 丸亀城跡 (史 3.31)、六義園 / 二条城二之丸庭園 (特名 3.31)、コウノトリ (天 3.31)、三段峡 (特名 11.14)	
1954	楽寿園 (特名 3.2)、多胡碑 / 山上碑及び古墳 / 金井沢碑 / 基肄 (椽) 城跡 (特史 3.20)、金地院庭園 (特名 3.20)、日光杉並木街道附並木寄進碑 (天 3.20)、屋久島スギ原始林 (特天 3.20)、岩間の噴泉塔群 (天 12.25)	
1955	鳥取砂丘 (天 2.3)、春日山原始林 / カモシカ (特天 2.15)、高松城跡 (史 3.2)、本願寺大書院庭園 (特名 3.24)、虹の松原 (特名 3.24)、大森貝塚 (史 3.24)、天龍寺庭園 (特名 5.30)、大坂城跡 (史 6.24)、御嶽の鏡岩 (特天 7.19)、新居関跡 / 名護屋城跡並陣跡 (特史 8.22)、魚津埋没林 (特天 8.22)、熊本城跡 (特史 12.29)	ベトナム戦争 (11.1-1975.4.30)
1956	旧第二類 (地方的モノ) の一括指定解除 (1.23)、いたすげ古墳 (史 5.15) [→2014.3.18 百舌鳥古墳群]、大湯環状列石 / 彦根城跡 (特史 7.19)、[金閣寺 (鹿苑寺) 庭園→] 鹿苑寺 (金閣寺) 庭園 (特史特名 7.19)、コウノトリ / 加茂の大クス (特天 7.19)、尾瀬 (天 8.9)、黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山 (名 天 9.7)、日光杉並木街道附並木寄進碑 (特天 10.31)、箕面山 (名 12.28)	神武景気
1957	有珠新山の溶岩円頂丘 (特天 6.19) [1960.4.16 名称変更→昭和山]、夏油温泉の石灰華 / 岩間の噴泉塔群 (特天 6.19)、東根の大ケヤキ (特天 9.11)、毛越寺庭園 (名 11.12)	自然公園法 (6.1 制定、10.1 施行)
1958	今城塚古墳 (史 2.18)、旧大乘院庭園 / 根来寺庭園 (名 5.15)	
1959	石垣山 (史 5.13)、毛越寺庭園 (特名 5.23)、久能山 (史 6.17)、日本平 (名 6.17)	安保闘争
1960	文化財指定庭園保護協議会設立 (1.29)、江戸城跡 (史 5.20)、尾瀬 (特天 6.1)、霧ヶ峰湿原植物群落 (天 6.10)	
1961	飛水郷の罌穴群 (天 7.6)、人吉城跡 (史 9.2)、秋吉台 (天 10.19)	初の宇宙有人飛行 (4.12)
1962	九重山のコケモモ群落 (天 1.26)、土居ヶ浜遺跡 (史 6.21)	
1963	『特別史跡名勝天然記念物図録』(3 月)、江戸城跡 (特史 5.30)、特別史跡平城宮跡の国有化方針	ケネディ大統領暗殺事件 (11.22)

西暦	記念物関係事項と指定事例	国内外の主な出来事
1964	長岡宮跡(4.27)、難波宮跡(史5.2)、中山風穴地特殊植物群落(天6.27)、黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山(特名特天7.10)、秋吉台(特天7.10)	東海道新幹線開業(10.1) 東京オリンピック開催(10.10-24)
1965	史跡等環境整備費国庫補助事業創設、無量光院跡(特史3.24)、鳥島(天5.10)、旧新橋横浜間鉄道創設起点跡(史5.12)[1996.12.10名称変更→旧新橋停車場跡]、浄瑠璃寺庭園(名史11.12)	
1966	全国史跡整備市町村協議会結成(1月)、伊丹廃寺跡(史3.22)、風土記の丘事業開始、「埋蔵文化財発掘調査の手びき」(11月)	古都保存法(1.13制定、1967.2.1施行)
1967	萩城下町(史1.10)、天然記念物(動植物)緊急調査(～1972年度)、鶴岡八幡宮境内(史4.24)、史跡及び名勝一乗朝倉氏館跡附南陽寺跡の史跡と名勝(庭園)への指定分離(12.11)	
1968	新治郡衙跡(史5.20)、上人壇廢寺跡(史5.28)、平林寺境内林(天5.28)	
●文化庁所管時代(1968年6月15日～)		
1968	文化庁設置(6.15)、史跡等保存管理計画策定の促進	三億円事件(12.28)
1969	永保寺庭園(名4.12)、石見銀山遺跡(史4.14)、妙心寺境内(史10.29)	初の月面着陸(7.20)
1970	下北半島のサル及びサル生息北限地(天11.11)、慧日寺跡(史12.4)	大阪万国博覧会開催(3.15-9.13)
1971	津島遺跡(史1.5)、加曾利貝塚(史3.22)、宗像神社境内(史4.22)、大雪山(天4.23)、法金剛院庭園青女滝附五位山(名5.27)、一乗朝倉氏遺跡(特史7.29)、出雲国府跡(史12.13)、日本国内のコノトリ野生個体群絶滅	環境庁設置(7.1)
1972	伝板飛鳥蓋跡(史4.10)[2016.10.3名称変更→飛鳥宮跡]、沖縄県の史跡18件、名勝1件、天然記念物18件指定(5.15)、金隈遺跡(史5.17)、称名滝(名5.29)、高松塚古墳(史6.17)、那智大滝(名7.11)、旧堺燈台(史7.12)	沖縄の日本復帰(5.15)、 自然環境保本法(6.22制定、1973.4.12施行)
1973	阿波国分尼寺跡(史4.14)、高松塚古墳(特史4.23)、旧下ヨイチ運上家(史7.31)	オイルショック
1974	国府遺跡(史6.25)、旧芝離宮庭園(名6.25)、角館のシグレザクラ(天10.9)	
1975	檜木内川堤(サクラ)(名2.18)、南大東島東海岸植物群落(天3.18)	沖縄国際海洋博覧会(7.20-1976.1.18)
1976	識名園(名1.30)、池上曾根遺跡(史4.26)、板付遺跡(史6.21)、イヌワシ繁殖地(天12.22)	ロッキード事件
1977	大雪山/メグロ/ノグチゲラ/イリオモテヤマネコ/カンムリワシ(特天3.15)、浄土寺庭園(名5.7)	
1978	向島百花園(名史10.13)、平城京左京三条二坊宮跡庭園(史・特史10.27)	日中平和友好条約(8.12)
1979	斎宮跡(史3.27)、中尊寺境内(史・特史5.22)、標津湿原(天8.7)、史跡等保存管理計画策定・史跡等購入・史跡等保存整備事業・天然記念物食害対策等の国庫補助要項	
1980	鯉ヶ窪湿生植物群落(天3.6)、七尾瓦窯跡(史3.24)、平沢官衙遺跡(史12.4)	
1981	知覧籠庭園(名2.23)、萩藩毛利家墓所(史5.11)鳥取藩池田家墓所(史10.13)	
1982	金田城跡(史・特史3.23)、見沼通船堀(史7.3)、ヤンバルクイナ(天12.18)	
1983	石垣氏庭園(名10.27)、「中世城館遺跡・近世大名墓所等保存検討委員会」設置(12.8)	
1984	米沢藩主上杉家墓所(史1.11)、伝堀越御所跡(史10.8)、有岡古墳群(史11.29)	
1985	浄瑠璃寺庭園(特名1.18)、方保田東原遺跡(史2.19)、大神神社境内/春日大社境内(史3.18)、兼六園(特名3.20)、ヤンバルテナゴコガネ(天5.14)、延沢銀山遺跡(史12.21)	つくば科学万国博覧会開催(3.17-9.16)
1986	長崎台場跡(史1.31)、宇佐神宮境内(史2.25)、山形城跡(史5.28)、「[カモシカ保護地域]の保護管理に関する実施方針検討会議」設置(5.16)	
1987	法金剛院青女滝附五位山(特名3.4)、岡山城跡(史5.30)、東氏館跡庭園(名6.13)、中山道(史10.3)	国鉄分割民営化(4.1)
1988	長浜城跡(史5.13)、根谷谷遺跡(史5.17)、對龍山荘庭園(名12.24)	
1989	真脇遺跡(史1.9)、史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場)国庫補助要項、養翠園(名12.8)	昭和天皇崩御(1.7)、ベルリンの壁崩壊(11.9)
1990	中宮寺跡(史5.19)、吉野ヶ里遺跡(史5.19)、金剛輪寺明壽院庭園(名8.4)	
1991	「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」設置(2.12) 吉野ヶ里遺跡(特史5.28)、一乗朝倉氏庭園(特名5.28)	湾岸戦争(8.2-1991.2.28)、ソビエト連邦崩壊(12.26)
1992	安国寺集落遺跡(史4.3)、平城京左京三条二坊宮跡庭園(名・特名5.6) 環境庁・農林水産省・文化庁「野生鳥獣の保護及び管理に関する連絡会議」設置(6.5)	日本が世界遺産条約を受諾(6.30、9.30発効)
1993	「歩き・み・ふれる歴史の道」大会開催(5.3実施要項)、黒井峯遺跡(史4.2)、ガランドヤ古墳(史10.13)、城之越遺跡(名史10.29)、御所野遺跡(史12.21)	
1994	国営飛鳥歴史公園概成(4月)、ピリカ遺跡(史4.26)、佐渡金山遺跡(史5.24)、朝鮮通信使遺跡(史10.11)、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」設置(10.3)	
1995	史跡の指定基準改正(3.6)、近代遺跡の史跡指定促進、原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)(史6.27)、「発掘された日本列島展」開催、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実について(報告)」(12月)	阪神・淡路大震災(1.17)
1996	琵琶湖疎水(史6.19)、「近代遺跡の調査等に関する検討会」設置(7.18)、「歴史の道百選」選定(11.1)	
1997	三内丸山遺跡(史3.5)、薬師寺旧境内(史4.3)、原の辻遺跡(史9.2)、川平湾及び及び茂登岳(名9.11)、特別史跡平城宮跡の朱雀門復元整備	
1998	「史跡等整備の在り方に関する調査研究会」設置(7.29)、野島断層(天7.31) 「天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究委員会」設置(12.8)	
1999	娘捨(田毎の月)(名5.10)、妻木晩田遺跡(史12.22)	
2000	三井三池炭鉱(史1.19)、識名園(特名3.30)、キトラ古墳(天7.31、特史11.24)、熊野三山/熊野参詣道(史11.2)、三内丸山遺跡/原の辻遺跡(特史11.24)、旧石器ねつ造事件、特別史跡平城宮跡の東院庭園復元整備	
2001	古市古墳群の史跡指定統合・追加指定・名称変更(1.29)、国営吉野ヶ里歴史公園開園(4月)、大船遺跡/田和山遺跡/大友氏館跡/求菩提山(史8.13)、高梨氏庭園(名8.13)	中央省庁再編(1.6)、米國・同時多発テロ事件(9.11)
2002	下野街道/松本街道(史3.19)、「文化財庭園保存技術」選定(7.8)、湯築城跡(史9.20)、關鷄山古墳/大峰奥駟道(史12.19)、「近代遺跡の調査等に関する検討会」設置(7.18)、高松塚古墳壁画劣化問題	
2003	黒塚古墳(史1.29)、玉川上水(史8.27)、飛鳥京跡苑池(史名8.27)	イラク戦争勃発(3.20-2011.12.15)
2004	「天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究報告書」(3月)、鞠智城跡(史2.27)、山手公園(名2.27)、平成新山(天4.5)、登録記念物制度の創設(5.28、2005.4.1施行)	
2005	南禅寺境内(史1.28)、旧観自在王院庭園(名3.2)、十三湊遺跡/旧富岡製糸場(史7.14)、大和三山(名7.14)、「史跡等整備のてびき～保存と活用のために～」(7月)、人工繁殖のコノトリ放鳥	日本国際博覧会(愛・地球博)(3.25-9.25)
2006	鷲ノ木遺跡/播州葡萄園跡/田櫻櫻井家たたら製鉄遺跡(史1.26)、黒兵衛塚(史7.28)	
2007	平和記念公園(名2.6)、先鳥諸鳥火番盛(史3.23)、琴引浜(天名7.26)	郵政民営化(10.1)
2008	鳥海山/尾尾銅山跡/青谷上寺地遺跡(史3.28)、金沢城跡(史6.17)	
2009	不知火及び水鳥(名2.12)、高山社跡/武蔵国府跡/伊賀国庁跡/宇治川太閤堤跡(史7.23)、平城宮東院庭園(名7.23)、別府の地獄(名7.23)、「文化財石垣保存技術」選定(9.2)	
2010	辰巳用水(史2.22)、「発掘調査のてびき一集落遺跡調査編一、一整理・報告書編一」(3月)、特別史跡平城宮跡の第一次大極殿復元整備、平城遷都1300年祭開催、平城宮東院庭園(特名8.5)	
2011	垣ノ島遺跡/富士山/松坂城跡(史2.7)、伝法院庭園/富士五湖(名9.21)	東日本大震災(3.11)
2012	浄土ヶ浜(名1.24)、鷹島神崎遺跡(史3.27)、「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」(6月)、大森勝山遺跡/大浦天主堂境内(史9.19)、小石川植物園(御薬園跡及び養生所跡)(名史9.19)	
2013	「発掘調査のてびき一各種遺跡調査編一」(3月)、大平山元遺跡(史3.27)、「名勝に関する総合調査一全国的な調査(所在調査)の結果一報告書」(4月)、纏向遺跡(史10.17)	
2014	百舌鳥古墳群の史跡指定統合・追加指定・名称変更(3.18)、高島炭鉱跡(史10.6)	

西暦	記念物関係事項と指定事例	国内外の主な出来事
2015	『石垣整備のてびき』（1月）、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（3月）、 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（3月）、名勝地調査の国庫補助要項、 狭山池（史3.10）、懐徳館庭園（旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園）（名3.10）、旧造幣寮（史9.9）	
2016	西山御殿跡（西山荘）（史名3.1）、屏風ヶ浦（名天3.1）、安徳大夫古墳（史3.7）、大徳寺境内（史9.8）、 白川城跡／長崎原爆遺跡（史10.3）、旧沼津御用邸苑地（名10.3）、宮古島保良の石灰華段丘（天10.3）	熊本地震（4.14）
2017	英彦山／箸墓古墳周濠（史2.9）、横山大観旧宅及び庭園（史名2.9）、勝山恐竜化石群及び産地（天2.9）、 加曽利貝塚（特史10.13）、湯畑／鶴戸（名10.13）、琴ヶ浜（天10.13）	
2018	様似山道／猿留山道／犬山城跡（史2.13）、煙雲館庭園（名2.13）、布田川断層帯（天2.13）、 国営平城宮跡歴史公園開園（3月）、新津油田金津鉱場跡／坂東俘虜収容所跡／筑豊炭田遺跡群（史10.15）、 白山公園／宇治山／中山仙境（夷谷）／文殊耶馬（名10.15）、養老川流域田淵の地磁気逆転地層（天10.15）	
2019	史蹟名勝天然記念物保存法 100周年	

※本年表は、大正8年（1919）の史蹟名勝天然記念物保存法制定以降について、記念物関係事項と指定事例を示した。（ ）内は月日を示した。
※指定事例については、名称の後の（ ）内に、指定種別【史=史跡、名=名勝、天=天然記念物、特=特別】と指定月日を示した。



史蹟名勝天然記念物の指定件数について

平成31年（2019）2月26日告示時点で、史蹟、名勝及び天然記念物（特別史蹟、特別名勝及び特別天然記念物）の指定件数は、それぞれ1,823件（62件）、415件（36件）、1,030件（75件）である。ただし、同一の物件につき、二つの種別に重複して指定が行われている場合（「種別を重複して指定したもの」）を1件と数えると史蹟名勝天然記念物（特別史蹟名勝天然記念物）の件数は3,154件（163件）である。重複指定で二つの種別ともに特別指定であるのは、特別史蹟及び特別天然記念物日光杉並木街道附並木寄進碑〔栃木県日光市・鹿沼市〕、特別名勝及び特別史蹟旧浜離宮庭園〔東京都中央区〕、特別名勝及び特別天然記念物上高地〔長野県松本市〕、特別史蹟及び特別名勝厳島〔広島県廿日市市〕など10件である。

史蹟名勝天然記念物の指定には、重複指定以外にも、「二都府県以上にわたるもの」（特別名勝及び特別天然記念物）や「和歌山件・三重県・奈良県」などや1件の指定において「指定地域が複数にわたるもの」（史蹟百舌鳥古墳群〔大阪府〕、名勝耶馬溪〔大分県〕、先島諸島火番盛〔沖縄県〕など、二府県以上に跨がる事例では史蹟朝鮮通信使遺跡〔静岡県・岡山県・広島県〕など）がある。また、天然記念物では、「地域を定めず指定したもの」や「保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）」、植物の指定では土地の区域を指定するもののほかに樹木そのものを指定するもの（「単木指定」）などもある。

さらに、「指定地域が部分的に重複するもの」の事例として、岩手県西磐井郡平泉町の特別史蹟毛越寺境内附鎮守社跡と特別名勝毛越寺庭園・名勝旧観自在王院庭園や、神奈川県鎌倉市の史蹟建長寺境内と名勝建長寺庭園（※円覚寺や瑞泉寺などでも同様）、京都府京都市の特別史蹟及び特別名勝慈照寺（銀閣寺）庭園と史蹟慈照寺（銀閣寺）旧境内、史蹟旧二条離宮（二条城）と特別名勝二条城二之丸庭園、滋賀県彦根市の特別史蹟彦根城跡と名勝玄宮楽々園、岡山県岡山市の史蹟岡山城跡と特別名勝岡山後楽園、広島県広島市の史蹟原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）と名勝平和記念公園、広島県廿日市市の特別史蹟及び特別名勝厳島と天然記念物瀨山原始林、福岡県福岡市の史蹟福岡城跡と史蹟鴻臚館跡附女原瓦窯跡、奈良県奈良市の名勝奈良公園と特別天然記念物春日原始林・史蹟興福寺旧境内・史蹟東大寺旧境内・史蹟東大寺東南院旧境内、同じく奈良県奈良市の特別史蹟平城宮跡と特別名勝平城宮東院庭園などのほか、名勝おくのほそ道の風景地や名勝南方曼陀羅の風景地などでは複数の史蹟や天然記念物の指定地域と重複するなどの事例がある。山梨県と静岡県に跨がる特別名勝富士山と史蹟富士山では八合目以上の山頂部分で指定地域が重複するものの、指定地の全体構成は異なるので別の記念物として理解する必要がある。

このように史蹟名勝天然記念物の保護制度においては、指定に際してそれぞれの記念物の価値が含まれる土地や物件の範囲を指定する特定構造を主としつつも、国土の歴史と自然、風景に関わる様々な対象とそれらの特質を包括的に想定した史蹟名勝天然記念物保存法制定の経緯から指定の実態は多様な特定構造を有する柔軟なもので、その指定件数は対象とする地域や物件の数をそのままに示してはいない。

史蹟